

多種目同時出場届について

北海道中学校陸上競技専門委員会

トラック競技とフィールド競技、または複数のトラック競技・フィールド競技に出場する場合、招集から競技時間が重なることがあります。こうした場合に備えて、「多種目同時出場届」を提出することができます。多種目同時届は、競技運営をスムーズに進めるとともに、競技者がそれぞれの種目でベストな状態で競技できるようにするための大切な手続きです。競技者自身や引率者は、この届出の利用方法を正しく理解し、必要な場合には事前に提出を行いましょう。

(1) **先に招集を受ける競技の招集開始時刻前まで**「多種目同時出場届」を招集所に提出します。

この届を提出することによって、2種目目の招集に行かなくてよくなります。

※下記(5)の場合は除く

(2) 先に招集を受ける競技の招集には必ず行きましよう。

(3) もう一方の競技の組・試技が来るまで、競技をしてください。競技の進行具合を見ながら直接、スタート地点・競技場所に移動します。**※下記①、②参照** トラック競技であれば、自分が走る2～3組ぐらい前に到着すれば良いと思います。

※競技役員が声をかけ、他の競技場所に行きましよう。

① **トラック競技が先に開始される場合**

トラック競技終了後ただちにフィールド競技の競技場所に移動し、**移動してきたことを競技役員に申し出る。**

② **フィールド競技の途中でトラック競技や他のフィールド競技に出場する場合**

フィールド競技開始前に、フィールド競技の競技役員に多種目同時出場届を提出していることを確認する。そして、他の競技へ移動することを**フィールド競技の競技役員に申し出て、次の競技場所へ移動する。また、他の競技から戻ってきたことも競技役員に伝えましよう。**

(4) 重なる可能性がある場合には、提出しておきましよう。

(5) 多種目同時出場届を提出していても、先の競技が終わり、もう一方の競技の招集に間に合う場合には、招集に行きましよう。招集に来なかったとき、失格になる場合があります。

(補足) 日本陸上競技連盟競技規則 同時申し込み【R4.3】

4.3 競技者が同時に、トラック競技とフィールド競技あるいは2種目以上のフィールド競技に出場している場合には、審判長はフィールド競技の各試技の1ラウンドに一度、走高跳および棒高跳では各試技に一度、競技会に先立って決められたスタートリスト記載の順序によらないで、あるいはTR25.6.1に従って決定された順序によらないで、試技を行うことを認めることができる。もし、その後の試技を行うべき順序の際に競技者が不在の場合は、その試技時間が過ぎればパス扱いとする。このことは審判長が認めた特定のラウンドや試技のみでありうるが、競技者がその後のラウンドや試技を行わなければ、競技順序は再びスタートリスト記載の、あるいはTR25.6.1に従って決定される順序によって行われ、試技を行うべき順序の際に競技者が不在の場合は、その試技時間が過ぎれば無効試技とする。